

令和5年4月

創設

※令和6年1月
実施基準等改正

大阪府CO₂森林吸収量・ 木材固定量認証制度を創設！！

森林は大気中の温室効果ガスCO₂の吸収源としての役割のほか、森林から供給される木材は炭素を長期的に貯蔵することが可能なことから、建築物等に利用することは「第2の森林づくり」と呼ばれています。

脱炭素社会の実現を推進するため『大阪府内における森林整備によるCO₂森林吸収量』や『大阪府内産木材の利用によるCO₂木材固定量』を認証する制度を創設しました！

認証のメリット

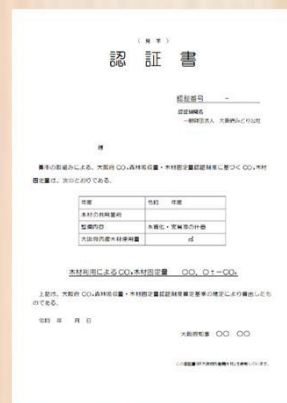
認証されたCO₂森林吸収量及びCO₂木材固定量は

☑ 「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」に基づく実績報告書にて

■ 『二酸化炭素の削減対策』の実績に算入できます。

■ 『重点対策』の加点項目になります。

☑ 社会貢献活動の実績として広報活動等に利用できます。

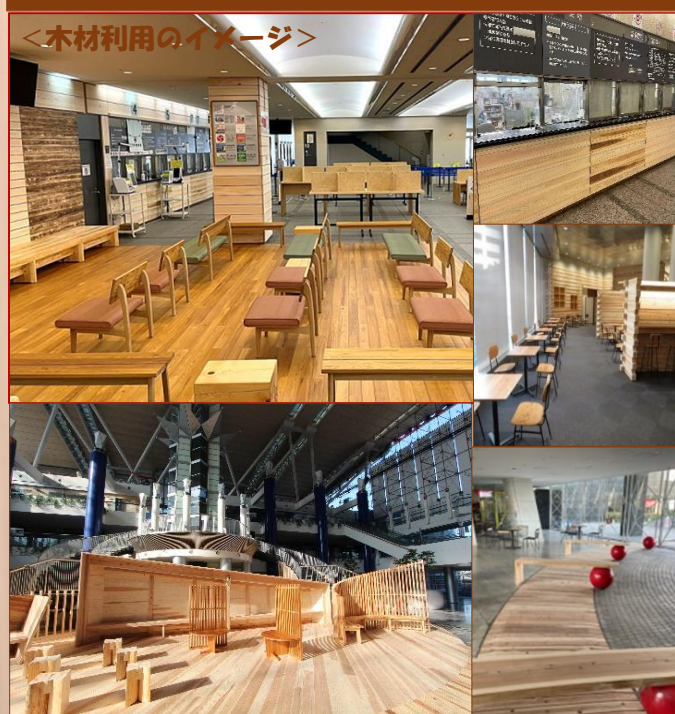


認証の対象

森林整備 (CO₂森林吸収量)



木材利用 (CO₂木材固定量)



大阪府CO₂森林吸収量・木材固定量認証制度

制度の概要

大阪府内に事業所がある企業・団体・市町村が実施する、大阪府内における森林整備及び大阪府内産木材の利用によるCO₂森林吸収量・木材固定量を認証することで、社会全体でCO₂削減の取組みを推進します。

認証までの流れ



対象となる取組

森林整備 (CO₂森林吸収量)

- 大阪府内における森林整備 0.06ha以上
- 森林整備の内容
 - 植栽 1.0ha当たり1,000本以上
スギ・ヒノキ・広葉樹等
 - 下刈り 10年生以下の植栽地の雑草木の除去 (全面刈り)
 - 除伐 植栽木の成長を阻害する
不用木の除去
 - 間伐 本数率で20%以上

[参考]
25年生スギ林で0.06haの間伐を実施した場合
CO₂森林吸収量 0.5 t-CO₂/年

木材利用 (CO₂木材固定量)

- 大阪府内産の木材使用量 0.1m³以上
- 木材利用の内容
 - 木造化
 - 木質化
 - 家具等の木製什器の整備

[参考]
室内の床・壁の木質化で大阪府内産木材 (ヒノキ) を0.1m³使用した場合
CO₂木材固定量 0.1 t-CO₂

ご興味のある方・活用を検討されたい方、お気軽に下記問合せ先までお電話下さい。



大阪府環境農林水産部 みどり推進室
森づくり課 森林支援グループ
〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14-16
TEL 06-6210-9556 (直通) FAX 06-6210-9551
E-mail midorikankyo-g10@sbox.pref.osaka.lg.jp

< 大阪府指定認証機関 >
一般財団法人 大阪府みどり公社
森林整備・木材利用促進支援センター
〒541-0054 大阪市中央区南本町2丁目1-8
TEL 06-6563-7321 FAX 06-6266-8665
E-mail shien@osaka-midori.jp